

社会福祉法人 京都府共同募金会 南丹市共同募金委員会  
令和6年度 赤い羽根共同募金助成事業（令和5年度一般募金配分事業）実施要綱

この要綱は、赤い羽根共同募金一般募金配分事業として、地域福祉推進につながる事業を実施する団体に対する助成について定める。

1、助成対象団体

非営利団体もしくは地域で活動する団体（ボランティア団体、NPO法人、行政区・自治会、地域振興会、地域福祉推進組織、当事者組織など）で、南丹市内において活動する団体とする。（代表者および構成員の合計が3人以上。法人格の有無は問わない。）

※ただし、次のような団体は対象としない。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員などが関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体としての実態がないもの

2、助成対象となる経費

事業を実施するための経費（謝金、交通費、印刷費、会議費（茶菓子代含む）、通信運搬費、保険料、備品購入費、材料費（交流会を開催するための食材費を含む）など）を対象とする。

3、助成対象とならない経費

団体の管理費（経常的な会場使用料や電気代等）、飲食費（弁当代等）、汎用性の高い備品の購入費は対象としない。

また、30,000円を超える物品等を購入する場合の1/3は助成対象外となります。

[例] 税込単価30,000円の物品を本助成金にて購入する場合、助成金から支出できる上限額は20,000円となり、10,000円は助成対象外となり団体自己負担金が必要となります。]

4、助成対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに行う事業

5、助成対象事業

つながりを絶やさない社会づくり、地域から孤立をなくすために、下の①から⑧の活動を行う事業について助成する。

- ① 支え合い活動      ② 居場所づくり      ③ 福祉教育活動      ④ 地域防災活動  
⑤ 異世代交流活動      ⑥ 子ども子育て応援活動      ⑦ 担い手育成活動      ⑧ 相談活動

事業名	助成活動内容	助成額	受付期間	備考
1. じぶんの町を良くする活動助成（事業立上支援）	地域住民が主体的に取り組む福祉活動の立ち上げ	広域な地域の住民を対象とした助成対象事業を立ち上げる団体について、1団体の申請上限額は100,000円とする。 ※同一事業又は同一団体への助成は3回を限度とする。 ※従前の「じぶんの町を良くする活動助成」受給事業、受給団体への助成は、従前の助成を含めて3回を限度とする。	令和6年4月15日 ～令和6年5月31日	公募事業
2. じぶんの町を良くする活動助成（継続活動支援）	地域住民が主体的かつ継続的に取り組む福祉活動	広域な地域の住民を対象とした気楽に集える場を年間10回以上、定期的で開催し、1回あたり20名以上の参加者が見込まれる活動について、1団体の申請上限額は50,000円とする。	令和6年4月15日 ～令和6年5月31日	公募事業

3. 当事者団体活動助成事業	当事者団体の充実発展を目指す活動	3人～19人 申請上限額 20,000円 20人～49人 申請上限額 50,000円 50人～99人 申請上限額 100,000円 100人～499人 申請上限額 200,000円 500人以上 申請上限額 300,000円	令和6年4月15日～令和6年5月31日	当事者団体助成事業
4. ボランティア団体活動助成事業	ボランティア団体の充実発展を目指す活動	南丹市社会福祉協議会がボランティアバンク助成としてボランティア団体に助成する額の1/2を助成する。	南丹市社会福祉協議会が募集する期間	市社協が認めた助成に準じる ※社協要綱別紙
5. ふれあい・いきいきサロン活動助成事業	地域住民同士の交流を深めるサロン活動	令和6年4月から令和6年10月に実施されたふれあい・いきいきサロン活動のうち、助成を申請しようとする月の活動分を対象にサロン登録者1人あたり150円を上限として助成する。また、サロン登録者以外で当該サロンに参加した者については、10人まで助成対象とする。	令和6年4月15日～令和6年11月30日	市社協に登録する「ふれあい・いきいきサロン」に助成
6. 生活困窮者自立相談支援事業	南丹市社会福祉協議会が行う生活困窮者の課題解決、生活再建につながる活動	100,000円を申請上限額とする。	令和6年4月15日～令和6年5月31日	※社協要綱別紙

## 6、申請審査決定

### (1) じぶんの町を良くする活動助成 【1. (事業立上支援) 2. (継続活動支援)】

- ①募集チラシの配布、市や社協の広報などにより周知し、受付期間中に募集する。
- ②所定の申請用紙に必要事項を記入し、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所、社協各事務所に申請する。
- ③審査委員会において書類およびヒアリングにより審査し、助成額を決定する。

### (2) その他事業 【3. 当事者団体活動助成事業 4. ボランティア団体活動助成事業

#### 5. ふれあい・いきいきサロン活動助成事業 6. 生活困窮者自立相談支援事業】

- ①市や社協の広報などにより周知し、受付期間中に募集する。
- ②所定の申請用紙に必要事項を記入し、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所、社協各事務所に申請する。
- ③南丹市共同募金委員会事務局において、必要に応じてヒアリングを行い、申請内容について審査し、助成額案を作成し、審査委員会の承認を経て助成額を決定する。

## 7、助成金予算

いずれの助成事業についても当該年度の予算状況により一律、又は一部について上限額を減額する場合がある。予算状況による減額の決定は審査委員会にて行う。

## 8、実施報告

活動終了後には、報告書及び決算書を南丹市共同募金委員会事務局まで提出する。